

長野労働局発表（02-48）

令和2年10月30日

担当

長野労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 松尾 直彦

雇用環境改善・均等推進指導官 春日 武志

電話 026-223-0551

11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」です ～ その発注・・・どこかの職場で「しわ寄せ」を生んでいませんか？ ～

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響による「しわ寄せ」も懸念されることです。

このため、厚生労働省、中小企業庁及び公正取引委員会では、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策」に基づき、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」と位置づけ、集中的な周知啓発の取組を行います。

長野労働局（局長 なかはら まさひろ 中原 正裕）では、月間における取組として、次の取組を行います。

【取組概要】

1 「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の周知・啓発

キャンペーンに関する周知・啓発について、キャンペーンに先立ち、10月26日に使用者団体等に協力要請を行いました。

2 「しわ寄せ」に関する相談対応

長野労働局および県内労働基準監督署において把握した「しわ寄せ」に関する相談情報について「下請かけこみ寺」を紹介するほか、事案に応じて所管官庁への情報提供を行います。

3 事業者が遵守すべき関係法令等の周知徹底

総合対策に基づき、長野労働局および県内労働基準監督署において、大企業・親事業者が遵守すべき関係法令（労働時間設定改善法、下請中小企業振興法、下請代金支払遅延等防止法）について、集団指導、説明会、企業指導等あらゆる機会を通じて周知に努めるほか、長野働き方改革推進支援センターにおいても、パンフレット等を活用して周知を図ってまいります。

パンフレット等は、「しわ寄せ防止特設サイト」に掲載しています。

📄 「しわ寄せ」防止特設サイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

※別添資料

パンフレット「STOP！しわ寄せ」

～ その発注・・・どこかの職場で「しわ寄せ」を生んでいませんか？ ～